

中井町議会意見交換の場実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中井町議会基本条例(平成25年中井町条例第1号)第8条に規定する、意見交換の場の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 意見交換の場は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、議会広聴委員会(以下、広聴委員会)が必要と認めたときに開催する。なお、議長が必要と認める時はその限りではない。

2 意見交換の場は、原則として、中井町自治基本条例(平成25年条例第17号)第3条(2)の町民により構成されている団体と開催する。

3 意見交換の場の開催を希望する団体は、中井町議会意見交換の場開催申込書(別記様式)を議長に提出するものとする。

(内容)

第3条 意見交換の場の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 意見交換の場における司会進行者、記録者等の役割分担は、広聴委員会で決定した出席議員が協議して決定する。

(次第)

第5条 意見交換の場の開催時間は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 内容説明
- (2) 質疑応答
- (3) 意見交換
- (4) まとめ

(意見交換の場の進め方等)

第6条 司会進行者は、意見交換の場の内容を踏まえ、あらかじめ進行等について議長及び広聴委員会委員長と調整を行う。

2 出席議員は、個人的見解を述べるときは、議会の構成員としての良識ある

言動に努める。

(記録)

第7条 意見交換の場の記録は、記録者において要点記録する。

(結果の公表等)

第8条 意見交換の場を終了したときは、速やかに記録者が文書により広聴委員会に報告書を提出しなければならない。

2 広聴委員会は意見交換の場の評価及び総括を行い、その結果を、議長に報告し、議長が団体等に通知するほか、原則として、議会ホームページに掲載及び議会だよりで概要を公表する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広聴委員会において協議し、議長の承認を得て定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。